

彩の国 SDGs 技術賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する製品や技術を持つ埼玉県内中小企業を表彰し、広く紹介することにより、企業の成長発展を支援し、本県経済の活性化を促進することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、前項の目的に資する、革新的で将来性のある優れた技術・製品開発に取り組む企業に対して行うものとする。

(賞の種類等)

第3条 埼玉県は、応募された内容のうち特に優秀と認められるものに対して、次の賞を授与する。

(1) 大賞 1件

(2) 奨励賞 2件以内

2 受賞者には、賞状及び次の副賞を贈るものとする。

副賞 大賞 10万円

奨励賞 記念品

(審査委員会)

第4条 第2条の表彰を行うにあたり、審査委員会を設置し、受賞者の選考を行う。

(表彰式)

第5条 表彰式は、原則として毎年度1回開催するものとする。

(事務局)

第6条 この事業に関する事務は、埼玉県産業労働部産業支援課において行う。

2 第2条に掲げる事務に関して必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。